

市借地料の裁判に、市民の輪を広げましょう！ 公金（税金）支出の違法を、公判で証明しましょう

次回公判は、10月 18 日（金）13時30分、鳥取地方裁判所
（裁判の傍聴は、誰でも自由に参加ができます）

違法の訴え

市の高い借地料は、市民が納めた税金のムダ使いです。

市長は、高い借地料を払い続けるのではなく、市が求める適正な賃料に減額する義務があります。

市長は、今まで適正な賃料にむけた義務を果たしてこなかったために、高額な賃料を払い続けています。

これが、私たちの訴訟の理由です。

市民の血税のムダ使いを、止めたいのです。

市民の訴え
「公判」へ・前進！

「違法・不当」を訴えて、一年九ヶ月が経過した市借地料行政訴訟は、市民（原告）の訴えを裁判所が受理しました。これから、最終審理に向かって公判が開始されます。

市長は、請求の権利を怠っていませんか

訴え 1、市長は、適正な賃料に減額するよう
請求の義務を果たしてきましたか！

借地借家法11条に、相手との合意がなくても、減額請求ができるとあります。

市長の、この責任義務を問題にしています。

交渉記録は、重要な判断材料です

訴え 2、市長は、賃料の減額交渉を
どのようにされてきましたか！

市長は、今まで「相手のあることなどで、相手と合意できるところで契約している」と主張しています。

減額交渉の具体的な事実を問題にしています。

訴え 3、市の不動産鑑定に
問題がありませんか！

市長は、平成 20 年度から不動産鑑定を行って、適正な賃料で合意していると主張しています。

その鑑定内容と契約額を問題にしています。

市民（原告）は、適確な不動産鑑定を提出します

「市借地料」裁判を支援する市民の会に、
一人でも多くご参加してください。歓迎します！
連絡先、 米子市両三柳 4128-4

TEL、29-7878 代表 遠藤とおる